



Title	中世カスティーリャにおける侮辱と社会的価値観
Author(s)	大内, 一
Citation	Estudios Hispánicos. 1997, 21, p. 73–96
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97936
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中世カスティーリヤにおける 侮辱と社会的価値観

大内一

0. はじめに

711年のイスラム教徒によるイベリア半島征服から1492年のグラナダ王国の滅亡までのいわゆる「レコンキスタの時代」は、しばしば、①：8-10世紀の再植民の時代、②：11-13世紀の大進展の時代、③：14、15世紀の危機と回復の時代、の3期に区分される。半島西部に限って言及すると、8-10世紀は、イスラム教徒との戦闘は頻繁にあったものの、基本的には、8世紀半ばに事実上の無人地帯と化したドゥエロ河流域への再植民活動を特徴とする時代である。このドゥエロ河流域の無主地の占有、すなわち「プレスーラ」は、9世紀半ば頃まで、おもにガリシア、アストゥリアス、カンタブリア、西バスクの農民による私的な植民活動であり、緩慢で小規模なものであったが、9世紀半ば頃から国王や伯の主導により公的性格を帯び、迅速かつ大規模に展開されるようになった(1)。

11世紀以降は、イスラム教徒の支配地を戦闘によって奪回するという点で、まさにレコンキスタ＝「再征服」の名に相応しい時代である。11-13世紀の大進展の時代は、さらに、①：1085年のトレド征服までの小征服期、②：11世紀末から13世紀初頭までの停滞期、③：1212年のナバス・デ・トロッサの戦い以降の大征服期(2)の3期に大別できる。そして新たな征服地への植民は、基本的に、征服地の不動産および動産の入植者への分配、すなわち「レパルティミエント」を通して推進された。再植民活動は、軍事的、政治的性格の濃いレコンキスタを補完する社会的、経済的現象であり、レコンキスタおよび再植民の過程の中で、中世カスティーリヤ社会が形成されていったのである。

中世のカスティーリヤ社会が基本的に農村社会であることに疑う余地は

ないが、11世紀頃からカスティーリヤでも「都市の復活」が経験された。最初に都市生活の発展を経験したのは商業および手工業活動を基盤とするサンティアゴ巡礼路沿いの諸都市（レオン、サアグーン、サンティアゴ・デ・コンポステーラ、ブルゴスなど）であった。そこでは、商人や手工業者からなる都市富裕層の比較的大きな集団が成立し、サアグーンやサンティアゴ・デ・コンポステーラでは、領主支配に対して反乱を起こし自治権を獲得したこともあった。このようなコミニーン運動は、早くも1087年から生じ、1109-17年の間に絶頂期を迎えた(3)。一方、12世紀にドゥエロ河以南のメセタ地域の国境付近に成立した諸都市（サラマンカ、アビラ、セゴビア、クエンカ、グアダラハラなど）は、北部の諸都市とは対照的に農牧業を経済基盤とし、地域の植民活動と防衛に重要な役割を果たした。すなわち、周辺地域の植民活動の結果誕生した小村落を属村として従属させ（都市-属村関係の成立）、属域（アルフォス）と呼ばれる広大な管轄域を形成し（広域都市自治体の成立）、都市の騎士は防衛戦（アペリード）に不可欠であったばかりか、遠征や攻撃戦（フォンサード）に際して国王に重要な軍事力を提供したのである。

このように、カスティーリヤの諸都市が成立時期や地理的条件ならびにレコンキスタの進展との関係でそれぞれ性格を異とすることは容易に理解できる。しかし、共通して言えることは、おもに11世紀から13世紀にかけて、それぞれの都市自治体が個別のフエロを有し、都市社会を発展させたことである。

本稿は、局地法として特定地（域）の法律や慣習を盛り込んだ各地のフエロの侮辱規定に着目し、中世盛期のカスティーリヤ都市社会における侮辱行為の具体例を紹介するとともに、侮辱の背後にある当時の人々の価値観や心性について考察するものである。

1. 都市法の発展と侮辱行為の多様化

アストゥリアス国王アルフォンソ2世（在位791-842年）が新ゴート主義の一環として西ゴート法 *Liber Iudiciorum*（以下、リーベル・ユディキオルムと称す）を王国法に採用し、レオン国王アルフォンソ5世（在位999-1028年）が地域法としてフエロ・デ・レオンを公布（1017年）するなど、王国による法の一元化の試みがなされる一方で、王国の版図拡大と再植民

活動の各段階で誕生した諸都市は、9世紀半ばから13世紀初頭にかけて固有の都市法（局地法）を享受していた(4)。この時期の都市法は、規定内容の性格や詳細度によって、①：入植特許状（カルタス・プエラス）、②：簡易フエロ（フエロ・ブレベ）、③：拡大フエロ（フエロ・エクステンソ），の3つに区分される。

入植特許状は、一般に、9世紀半ば頃から公的再植民がドゥエロ河流域に展開された時期に、住民を誘致すべく国王や他の領主が入植者に提示した特権（義務を含む）規定であり、入植者と領主との間の一種の契約文書としての性格が強い(5)。

フエロは、10世紀から13世紀に国王もしくは国王以外の領主（世俗、教会）から特定の都市自治体に（編募許可を）賦与された法であり、当該地に固有の慣習などを盛り込んだ局地法としての性格と国王を含む領主が賦与した特権規定としての性格を同時に有している(6)。おもに10世紀から12世紀前半の都市自治体の形成期に成立したものは条項数も少なく、記述もきわめて個別的で、規定内容も自治体域の画定、国王もしくは他の領主との関係、自治体組織、住民の権利・義務、裁判手続や刑罰の部分的規定に限定されているため、簡易フエロと呼ばれている(7)。一方、12世紀末から13世紀にかけての都市自治体の発展期に制定されたフエロは、都市域内のあらゆる活動を規定すべく、当該地で有効であった簡易フエロを含む法や規則、慣習や特権をすべて盛り込んだ体系的な局地法で、簡易フエロと比較して自治体組織に関する規定も詳細になり、公法関係（とくに訴訟と刑罰）の規定も全面的に充実し、条項数も格段に増加している点で拡大フエロと呼ばれている(8)。また、フエロの中には、レオン、サアグーン、ベナベンテ、ログローニョ、クエンカ=テルエル、トレド、ハカ（アラゴン）のフエロのように、再植民過程で新たに成立した別の都市の法規範として公権力によって賦与され、いわゆる「法家族」を形成するものもあった(9)。

セブルベダ、パレンシア、レデスマのように簡易フエロと拡大フエロの両方を有した都市が存在したのも事実であるが、このような区別は、けっして個々の都市法が入植特許状から簡易フエロ、簡易フエロから拡大フエロへと段階的発展を遂げることを意味するものではない。しかしながら、①：9世紀半ば=入植特許状、②：10-12世紀前半=簡易フエロ、③：12世紀末-13世紀=拡大フエロ、という一般的な都市法の発展段階を想定すること

は可能であり、それらが都市社会の発展、複雑化に呼応していることは明白である。

では、フェロの中の侮辱に関する規定は、当時のカスティーリヤ・レオンの都市社会をどのように反映しているのであろうか。この問い合わせに答えるためにはまず、レコンキスタの時代の侮辱概念の変遷について、前時代をも含めて触れておく必要があろう。

1) ローマ法およびリーベル・ユディキオルムにおける侮辱

ローマ法では、侮辱は違法行為の概念のなかに含まれ、違法行為の区別が不完全であったため侮辱罪も他罪と混同されていた(10)。

西ゴート王レケスピントによって編纂されたリーベル・ユディキオルムには、初步的かつ個別的ではあるが侮辱に関する規定が見られる(11)。その特徴は、ゲルマン的伝統に基づき、国王や王の家族などの身分の高い人々の尊厳に対する侮辱行為を規定する一方で、ローマ法の影響を受けて、身体に対する攻撃を侮辱(12)として規定していることである。前者に関しては、とりわけ国王の「靈的尊嚴」の保護が絶対視され、国王に対して“手で触れる”，“悪口を言う”，“死後に罵倒する”などの行為が侮辱罪とされていた。この事実は、「名譽」や「尊嚴」が国王やその家族といったごく少数の人々に帰属していたことを明示している。しかし、セラ・ルイスの指摘するとおり、その他の人々が必ずしも侮辱・傷害行為から法的に保護されなかったことを意味するものではない(13)。事実、リーベル・ユディキオルムにおける侮辱は、ほとんどの場合が後者、すなわち身体に対する攻撃=侮辱・傷害であった。そして、目、鼻、口唇、耳、手・指、足、歯など頭部、四肢のすべての部位が侮辱・傷害の対象となった(14)。もっとも、法的には傷害と侮辱を区別することはほとんど不可能であり、一般的な侮辱の手段が人に傷を負わせること(傷害)であった(15)。具体的な侮辱・傷害行為としては，“頭髪を剃る”，“顔面もしくは体を汚す”，“鞭や棒などで殴って傷を負わせる”，“故意に引きずり肢体を変形もしくは不具にする”，“身体を縛る”(16)，“頭髪を切る”，“馬から引き下ろす”などが挙げられる(17)。

基本的に西ゴート時代は、「行動による侮辱」の時代であり、リーベル・ユディキオルムにおける侮辱規定は、後の時代の数多くのフェロの

侮辱規定に深い影響を与えた(18)。

2) 入植特許状および初期の簡易フェロにおける侮辱（9世紀半ば-10世紀）

この時代は、法制史、とくに刑法の観点からは、リーベル・ユディキオルムとの比較において後退期にある。この時期の入植特許状や簡易フェロにおける侮辱も、前時代と同様、身体に対する攻撃に限定され、傷害と混同されていた。また、804年のアストゥリアス国王アルフォンソ2世によるバルプエスタ村の下賜証書の記述：「…この度の下賜を得たバルプエスタ村の領主とその子孫は、執行吏による違法行為*injurium*や税、軍役を免れ、…」に見られるように、侮辱を意味する語*injuriis*が違法行為の意味で用いられたことも事実であった(19)。この時期の特徴は、侮辱に関して、都市の住民や都市の領主、修道院や教会を保護の対象とする特権が成立したことである。例えば、814年と856年にアストゥリアス国王オルドニヨ1世が承認したオビエド教会の特権のなかで、サン・サルバドール村の住民は、家畜を窃盗された場合、犯人を“殴打”したり、“傷を負わせる”ことを許可されていた(20)。もちろん、特権がなければ、これらの行為は侮辱罪の対象であった。また、950年にカスティーリヤ伯ガルシア・フェルナンデスが承認したメルガル・デ・スソ村のフェロでは、領主もしくはその家人が村人と係争を起こした場合、領主は侮辱罪に問われないと規定されていた(21)。しかし、このように、面責事由や領主特権が見られたものの、この時代が「行動による侮辱」の時代であることにはかわりなかった。

3) 簡易フェロにおける侮辱（11-12世紀前半）

この時期には、身体に対する攻撃=侮辱と見なされる行動が多様化した。もっとも、「行動による侮辱」は、傷害や脅迫、監禁と区別されていなかった。また、侮辱を意味する語*injuria*は、前時代と同様、違法行為の意味でも用いられた(22)。また、侮辱罪の刑罰は、同害報復刑が減少し、罰金刑が主流となった。

身体に対する攻撃としての侮辱行為は、“殴る”および“殴り倒す”

(ハカ) (23), “拳骨で殴る”(メディナセリ) (24), “棒で叩く”(カストロトラフェ, メディナセリ) (25), “石で殴る”(メディナセリ), “首や喉を殴る”(メディナセリ), “押す”(サアグーン) (26), “押し倒す”(メディナセリ), “傷を負わせる”(メディナセリ), “露出した部位を殴る”(メディナセリ), “前歯を折る”(メディナセリ, セティーナ) (27), “鼻を削ぐ”(セティーナ) (28), “地面に放り投げる”(サアグーン, トレド) (29), “頭髪や顎髭を手で引っ張る”(カストロトラフェ, ミランダ・デ・エプロ, アルオンディガ, パレンシア, オニヤ, メディナセリ, カラタユー, ハカ) (30), “衣服を破る”(メディナセリ), “マントを剥ぐ”(ログローニョ) (31), “衣服を剥ぐ”(メディナセリ), “衣服を剥ぎ取り裸にする”(ミランダ・デ・エプロ, パレンシア, ログローニョ) (32), “糞便を口に押し込む”(パレンシア, メディナセリ) (33), “頭を水の中に突っ込む”(ペラルタ) (34), “頭を泥の中に突っ込む”(パレンシア) (35), “顔に唾を吐く”(メディナセリ) などが挙げられる。また, “市会で拳を振り上げる”(エンシサ) (36), “市会で殴る”(エンシサ, メディナセリ) (37), “家に閉じ込める”(セティーナ, カラタユー) (38), “他人の家に侵入する”(サアグーン, ビリヤセラーマ) (39), “他人の家の扉を叩く”(カラタユー) (40)に見られるように, 市会や家に関する侮辱規定の出現は, 市会制度の発展による「公」意識の萌芽および都市社会における新たな生活秩序の成立と「家の平和」の問題に深く関係していると考えられる(41)。

また, この時期には, 前時代のフェロではほとんど見られなかった騎士に関する侮辱規定が現れた。ここで言う騎士とは, フェロの中で“*milites*”や“*caballarii*”と表現される平民騎士のことであるが, この事実は, 都市生活における騎士存在の定着を反映するものである(42)。

騎士固有の侮辱行為としては, “武器で殴る”(メディナセリ), “槍で突く”(カストロトラフェ, ペラルタ, ハカ) (43), “剣で突く”(カストロトラフェ, ハカ) (44), “兜で殴る”(カラタユー) (45), “馬で人を追いかける”(カストロトラフェ) (46)などが見られる。また, 騎士に対する侮辱行為として, “武器を取りあげる”(ペラルタ) (47), “馬から引き下ろす”(オカニヤ, オレハ, カラタユー) (48), “馬ごと引き倒す”(オレハ) (49), “馬に傷を負わせる”(レデスマ) (50)などがあった。

さらに、女性に関する侮辱行為：“既婚女性を殴る”（エンシサ，カラタユー）(51), “既婚女性を傷つける”（ミランダ・デ・エプロ，エンシサ，カラタユー）(52), “既婚女性を引っ搔く”（カラタユー，エンシサ）(53), “女性の頭髪を引っ張る”（カラタユー）(54), “既婚女性を地面に放り投げる”（アグエロ）(55)などの規定が見られるようになった。

しかし、この時期（とくに12世紀以降）でもっとも特筆すべきは、「行動による侮辱」に加えて「言葉による侮辱」が出現したことである。侮辱語の規定は基本的に「列挙主義」がとられ、個々のフェロに関して、条文に記された語以外は侮辱語とされなかった(56)。

侮辱語としては，“癩者 (leproso/a, gafo/a, malato/a)”（ララ，ペラルタ，メディナセリ，セティーナ）(57), “裏切り者 (traidor, alevoso)”（アビレス，オビエド，セティーナ，エステーリヤ）(58), “寝取られ夫 (cornudo, cegulo)”（ララ，アビレス，オビエド，ペラルタ，セティーナ，メディナセリ）(59), “男色 (sodomítico, invertido, fudidunculo)”（ララ，ペラルタ，アビレス，オビエド，メディナセリ）(60), “娼婦 (puta, meretriz, rocina, malata, gafa)”（メディナセリ）(61), “奴隸 (siervo)”（アビレス，オビエド）(62), “息が臭い aliento fétido”（エステーリヤ）(63), “盜人 ladrón”（エステーリヤ）(64)などが挙げられる。

4) 拡大フェロにおける侮辱（12世紀末-13世紀）

この時期においても、「行動による侮辱」には基本的に大きな変化はなく、侮辱と傷害とは依然として同一視される傾向にあった。しかし、「言葉による侮辱」に関しては、侮辱語も多様化し、「侮辱的言い回し」も侮辱罪の対象になった。また、侮辱行為の記述形式も列挙主義から脱却して概念による規定が未熟ながら見られるようになった。

拡大フェロの中でとりわけ体系的に充実し、数多くの都市のフェロに影響を及ぼしたものは、1189年もしくは1190年にカスティーリヤ国王アルフォンソ8世によって賦与されたクエンカのフェロである。このクエンカのフェロは、アラルコン，アルカラス，アンドゥハル，バエサ，イスナトラフ，プラセンシア，ソリア，テルエル，ウベダ，ソリータ（・デ・カネス）などに伝播・普及し、いわゆる「法家族」を形成したのみならず、セブルベダやウサグレ，アルバラシン，アルカラー，サラマン

カ、コリア、アルバ・デ・トルメスなどのフェロにも大きな影響を及ぼしており（地図1参照），同フェロの侮辱規定の分析を通して、この時期の拡大フェロに共通する傾向を知ることができる。

クエンカのフェロにおいて、傷害・侮辱行為は、おもに第六章「禁じられた武器による攻撃について」と第12章「人に対する侮辱と暴力について」に規定されている。具体的な侮辱行為は以下のとおりである(65)。

「行動による侮辱」に関しては、一般的な傷害=侮辱行為として，“禁止された武器で他人を害する”（11章8条、以下XI-8のように記す）(66), “怒って押す”および“押し倒す”(XII-5), “平手で打つ”および“拳骨で殴る”(XII-6), “顔や首に傷を負わせる”(XII-7), “頸髄を手で引っ張る”(XII-18)(67), “頭髪を切る”(XII-17), “怒って頭髪に手をかける”(XII-4), “目を潰す”(XII-8), “前歯を折る”(XII-9), “指を切り落とす”(XII-10), “親指を切り落とす”(XII-11), “腕を折る”(XII-12), “腕を切り落とす”(XII-12), “脚を折る”(XII-13), “脚を切断する”(XII-13), “四肢を不具にする”(XII-33), “耳を掴む”(XII-26), “耳を削ぐ”(XII-14), “鼻を削ぐ”(XII-15), “去勢する”(XII-16), “蹴る”(XII-24), “尻を叩く”(XII-25), “尻を顔の上にのせる”または“顔に向けて放屁する”(XII-29), “卵、瓢箪、胡瓜など、汚しするもので他人を害する”(XII-30), “汚物を口の中に詰め込む”または“汚物を顔に擦りつける”(XII-31), “窓から汚水を人にかける”もしくは“窓から人に唾を吐きかける”(VI-12)(68), “肛門に棒を突っ込む”(XII-34)などが挙げられる。

また、家に関する侮辱規定も前時代と比較して数多く見られるようになった。例えば，“家に閉じ込める”(VI-1), “他人の家に押し込む”および“放火する”(VI-2), “他人の家の戸口に排便する”(VI-13)(69), “他人の家の扉に投石する”(VI-14), “他人の家に角や骨を放り投げる”および“他人の家の戸口に角や骨を置く”(VI-15)(70), “他人の家に石を投げる”または“他人の家の窓から石を投げ込む”(VI-16)などである。

騎士に関しては，“馬から引き下ろす”(XII-23)(71), “手綱や馬銜に乱暴に手をかける”(XII-22), “兜や拍車、鉄製金具で他人を害する”(XII-23), “禁じられた武器で他人を害する”(XI-8)などが見られた。因みに，“禁じられた武器”とは、全ての鉄製の武器（槍や剣）、木製の武器（棍棒や鞭）、石など、人を殺傷できるもの全てを指していた(XI-9)。

女性に関する規定も多様になった。“女性の頭髪を掴む”(XI-30), “女性を押す”(XI-31), “入浴中の女性の衣服を奪う”および“女性の衣服を脱がす”(XI-32), “女性の胸を切る”(XI-33), “女性のスカートを切る”(XI-34), “他人の女性を自慢する”(XIII-8), “独身女性を強姦する”および“独身女性を拐かす”(XI-24), “既婚女性を強姦する”および“既婚女性を拐かす”(XI-25)のほかに, “姦通”(XI-26)や“重婚”(XI-36), “愛人”(XI-37), “墮胎”(XI-39)に関する規定も見られた。また, 女性を“娼婦”と呼ぶことも侮辱であった(XI-29)。

「言葉による侮辱」に関しては, 言葉が発せられたのが相手の面前か否かの区別はなされつつあったものの, 侮辱と中傷はまだ明確には区別されていなかった。“裏切り者”(XII-1), “癩者”, “寝取られ夫”, “男色”, “男色者の子”(XII-3), “嘘つき”(XII-21)といった侮辱語のほかに, “お前は偽りの誓いをした”, “お前は嘘を認めた”, “私がお前の代わりに真実を行おう”, “お前と法律で争ってやる”などの挑戦的な言動も侮辱と見なされた(XII-21)(72)。また, “他人を中傷する歌謡を創る”ことも侮辱とされた(XII-32)。

フェロの発展と侮辱規定に関しては, 以下のように簡潔にまとめることができる。すなわち, 9世紀半ばから10世紀の入植特許状および初期の簡易フェロの時代は, もっぱら「行動による侮辱の時代」であった。しかし, 11世紀から12世紀の簡易フェロの時代に入ると, 騎士や女性, 家, 市会に関する規定が見られるようになったばかりでなく, 従来の「行動による侮辱」に加えて, とくに12世紀以降に「言葉による侮辱」も出現した。拡大フェロの時代は, 「行動による侮辱」については簡易フェロの時代からの傾向をいっそう明確にし, 女性, 家, 市会, 騎士に関する規定は詳細になった。「言葉による侮辱」に関しても侮辱語が多様化し, 侮辱的表現も規定に盛り込まれた。また, 侮辱語を概念的に規定するフェロも出現し, 従来の列挙主義を徐々に脱却する試みが確認された。

2. 侮辱行為と中世カスティーリャ人の価値観

侮辱とは, いわば一つの価値体系の逆説的隠喻であり, フェロの中の侮辱規定には, 侮辱と表裏一体関係をなす肯定的な諸価値, すなわち当時の

カスティーリャ人が有していた名譽や美德、その他の社会通念が反映されている。

前章で確認した10世紀から13世紀のフェロの侮辱規定のなかで、「身体に対する攻撃」が最大の関心事であったことは明白である。では、なぜ「身体に対する攻撃」が侮辱と解されたのであろうか。それは、当時の人々が、魂の美德（美醜）が身体に表出され、完全無欠な身体（「外見の完全性」）が人間の価値の第1条件であると考えていたからである(73)。したがって、傷ついた身体、すなわち不完全な肉体には純粹な魂が宿ることができず、不完全な肉体の持ち主は、魂に癒やしがたい汚れと欠陥を有していると見なされた。そして、身体を傷つけることは、傷つけた相手が醜い魂の持ち主であるとすることに他ならず、侮辱と解されたのである。

もちろん、すべての「身体に対する攻撃」が侮辱として一律に解されたわけではない。侮辱罪にも軽重があり、その決定基準となるものは、「外見の完全性」の下位にある価値観もしくは社会通念であった。

出血の有無も罪の軽重の基準の1つであった。例えば、ミランダ・デ・エプロのフェロでは、「…既婚の男または女に傷を負わせ出血させた場合には60スエルド支払うべし。出血を伴わない場合には30スエルドを支払うべし…また、未婚の男または女を傷つけ出血させた場合には10スエルド、出血を伴わない場合には5スエルド支払うべし…」(74)と規定され、出血の事実が加重事由となっていた。このことは、当時の血液に関する社会通念（血液は魂の美德のエキスであり、魂の美德によって暖かみを得ているが、傷害によって出血した場合、外気の冷たさに触れて腐敗し、魂の美德は内奥に引きこもる）(75)と深く関わっていると思われる。そして、殴打や足蹴などの直接的な「身体に対する攻撃」の中で、四肢の切断や顔面（目、鼻、口）への損傷が重大な侮辱とされた理由も、それらの行為が一見して過度に「外見の完全性」を損なうのみならず、多量の出血を伴うことで魂に大きな苦悩をもたらすものであったからである。

また、傷害が加えられた部位もしくは傷そのものが見えるか否か（明視性）も侮辱罪の軽重を決定する基準の1つであった。例えば、ペラルタのフェロに見られる「…住民に対して目に見える部位に傷を負わせた場合、傷1つにつき銀貨10枚、（衣服に被われて）見えない部位の傷には銀貨8枚を支払うべし…」(76)の規定はその好例である。また、クエンカのフェロ

の規定：「何びとも拳もしくは平手で他人の肩から上を殴打した場合、一殴打につき10マラベディーを支払うべし。…肩から下を殴打した場合は、一殴打につき2マラベディー支払うべし…」(XII-6)(77)に見られるように、頭部や顔面に対する傷害が他の部位に対する傷害より重い侮辱として罰せられたのも、少なからず頭部や顔面の傷の明視性によるものと理解できる。

さらに、「外見の完全性」は、“癩者”や“斜視”，“せむし”といった病気や身体異常にに関する「言葉による侮辱」の攻撃にも晒された。とりわけ“癩者”すなわちハンセン病患者は、魂と身体の相応関係が広く受け入れられていた時代にあって、そのもげた指、つぶれた鼻、変色した皮膚、体中の斑点、ガラガラ声、異臭、不自由な肢体のゆえに罪深さの象徴と見なされており、他人を“癩者”と呼ぶことは、耐え難い屈辱を生んだと思われる(78)。また，“息が臭い”という表現も、罪で汚れ腐敗した身体を暗示する意味において侮辱と解された。

「外見の完全性」の絶対視、出血の有無、傷害部位の明視性の3つの要因が、直接的な「身体に対する攻撃」に関して、罪の軽重を決定する際に重要な役割を果たしたことには疑いの余地はない。しかし、それら以外に侮辱罪の軽重を決定する要因がなかったわけではない。傷害部位が有する象徴的意味合いもまたその重要な要因であったのである。中世の人々は身体の各部位に象徴的意味合いを与えており、その意味合い、言い換えれば身体のシンボルやメタファーを知ることは、「身体に対する攻撃」、とりわけ間接的な「身体に対する攻撃」が侮辱と解された理由を理解するうえで不可欠である。

間接的な「身体に対する攻撃」としては、“頭髪を切る”や“顎髪を手で引っ張る”という行為が挙げられる。後者はとくにメサドゥーラと称され、地域や時代を問わず数多くのフェロに言及されており、中世を代表する侮辱の1つであったと言える。例えば、クエンカのフェロでは、「男性の頭髪を切る者は、罰金10マラベディーを支払い、頭髪が生え揃うまでその者を己の家でよろしく養うべし。…」(XII-17)および「他人の顎髪を手で引っ張る者は、罰金200マラベディーを支払い、敵と見なされるべし。…」(XII-18)と規定されていた。“頭髪を切る”行為に対する罰金10マラベディーという額が、前述した“肩より上の部位に対する“殴打””と同額であったのに対し、メサドゥーラに対する200マラベディーという高額な罰金が同市に

おける人命金と同額であったという事実は、メサドゥーラが非常に重大な侮辱と見なされていたことを示している。

頭髪および顎髭は、中世のカスティーリヤでは、男が決闘や宣誓、約束を行う際に介在する重要な部位であった。例えば、11世紀半ばのカスティーリヤの英雄シッド（エル・シド）も、国王アルフォンソ6世から追放された際に、「私を追放されたアルフォンソ王に対する愛ゆえに／私は髭に鍼を入れることはせず 髮の毛一本だに切りはしない。／このことが世人に語り継がれるよう願う。」(79)と述べて髭と頭髪にかけて誓いをたてている。また、一般に、中世ヨーロッパにおいて、頭髪は人格と特権が宿る部位として、顎髭は「男らしさ」や「力」の標章であると理解されており(80)，カスティーリヤでもそれは決して例外ではなかった。

また、クエンカのフエロの2つの規定：「怒って他人を押した場合は、罰金2マラベディーを支払うべし。押し倒した場合は10マラベディー支払うべし…」(XII-5)および「怒って他人の頭髪に手をかけた者は5マラベディー支払うべし。そして頭髪を掴んで相手を地面に倒した場合には10マラベディー支払うべし…」(XII-4)からも明らかのように，“倒す”という行為も刑罰の加重事由となっていた。しかし、これは、“倒す”という行為がより大きな傷を負わせる可能性を秘めているからではない。マデロが指摘するように、中世では、空間がつねに社会関係を表しており、上下（高低）や内外の位置関係を入れ替える行為、すなわち「空間の秩序」を乱す行為は侮辱と見なされていた(81)。したがって、“倒す”という行為も上下の秩序を乱す点で侮辱と考えられ、刑の加重事由となっていたのである。

“地面に倒す”，“頭髪を掴んで引きずる”のほかにも，“頭を水の中に突っ込む”，“糞便や泥を顔に向かって投げつける”（上下の秩序を乱す行為）や“他人を家に閉じ込める”，“他人を家から引きずり出す”（内外の秩序を乱す行為）などが「空間の秩序」を破る行為の範疇に入る。もっとも、1つの行動が「空間の秩序」を破るという理由だけで侮辱行為となる場合は少なく、大抵の場合、その行動は「空間の秩序」以外の価値観に対する侮辱となる要件や別の加重事由を同時に満たす複合的な侮辱行為であった。例えば、“頭を水の中に突っ込む”と“糞便や泥を顔に向かって投げつける”的場合、傷害部位が頭もしくは顔であることと身体を汚す行為であることも侮辱要件であった。また，“他人を家に閉じ込める”と“他人を家から引

きずり出す”の場合は、「家の秩序」という別の価値をも乱す行為であった。(「家の秩序」については後述する。)

また、汚物や糞便に関しては、さらに考察を付け加えなければならない。中世では、糞便は単なる汚物ではなく、肥沃と再生のシンボルであると同時に治癒力をも有し得るものと理解されていた。しかしながら、投げる(投げられる)という行為によってその両義性を失い、単なる汚物でしかなくなってしまうのである(82)。そして、汚れた身体は、汚れた魂の宿る場所であり、名誉を失った人格を象徴する。例えば、『大年代記*Primera Crónica General de España*』では、シッドの館において、突然現れたライオンに人一倍恐怖心を抱き、小窓から汚い裏庭に飛び降りて転倒し、衣服を汚したカリオンの公子の一人ディエゴ・ゴンサレスの無様な姿を描いているが、彼の汚れた身体はまさに臆病者もしくは卑怯者の象徴であった(83)。また、「他人に無理やりもしくは偽って汚物を食させたり、口や顔の上に置いた者は、300スエルド支払い、敵と見なされるべし…」(XII-31)とクエンカのフエロが規定するように、“汚物を口に入れる”ことも重大な侮辱行為であった。中世の人々にとって、口は、人の死に際して魂が肉体から去る時に通る器官、言葉を通して人の内奥を知らしめる器官であるとともに、自己が管理・制御しうる器官でもあった。他人の口に汚物を入れることは、制御可能な器官である口を単なる顔面の裂け目に貶めるだけでなく、肛門という破廉恥な器官のメタファーへと変える行為であった(84)。

さらに、「空間の秩序」に関するものとして、例えばクエンカのフエロの中の「判事の家の戸口や法廷、市会、市場において罪を犯し罰金刑をうけた者は、2倍の罰金を支払うべし…。」(XII-19)の規定からは、公的性格を帯びた特定の場所、いわば「公の空間」が加重事由になっていることが明らかに読みとれる。これはまさに都市の公権力（市会権力）を是認するとともに、「公」意識の形成を示しており、都市社会の発展を反映するものである。

「家の秩序」もカスティーリャの都市における肯定的な価値の1つとして成立した。一般に中世における家は、居住者を偏在する危険から保護する安全な場所、すなわちアジールの役割を果たしていたが、この時期には、家の中における個人の安全を保証する「家の平和」の原則は、さらに広い社会的意味を付加され「家の秩序」ともいうべき原則へと変貌していた。

とりわけ都市においては、家を所有することが市民権獲得の必要絶対条件であり、市の住民にとって市民権を有することは、正住民としてフエロによる法的保護を受ける権利を有することに他ならず、そのためにも家は重要であった。“放火する”，“石を投げ込む”，“侵入する”，“戸口に角を置く”などの家に対する攻撃は、家を媒介にその家の主人を侮辱することに他ならないが、都市社会の発展に伴い、家自体が実在的存在として徐々に法的保護の対象となったのである。また，“他人の家の戸口で排便する”，“窓から汚水を人にかける”，“窓から人に唾を吐きかける”といった行為は、「家の秩序」を乱す行為としてだけでなく、都市共同体における生活理念に反する行為としても認識されていたと思われる。実際に、クエンカのフエロには「通りから見えるところに便器を覆わずに置く者は、それを覆うまで1日につき5マラベディーを支払うべし。通りや隣家に悪臭を及ぼす便器の持ち主は、その知らせを受けて3日以内に悪臭を絶たなければ、絶つまで1日につき1マラベディー支払うべし。…」(XIII-17)という公衆衛生もしくは社会倫理に関する規定もみられた。

女性に関しては、多くのフエロに見られる「女性の頭髪を掴む」といった侮辱行為のほかに、例えば、クエンカのフエロでは、「女性の胸を切り取る者は罰金200マラベディーを支払い、敵と見なされるべし…」(XI-33)や「判事の許しなく女性のスカートを切り取る者は罰金200マラベディーを支払い、敵と見なされるべし…」(XI-34)のように、女性の「性」に関連した規定が見られるようになった。もっとも、中世では一般に、女性の頭髪は女性の色欲が宿るところと考えられており(85)，「女性の頭髪を掴む」ことも「性」に関連してはいた。しかし、上記の2つの条文、とくにその高額な罰金規定（人命金と同額）からは、少なくとも12世紀末頃から女性の「性的完全性」に関する意識が先鋭化したことが窺える。女性の「性」に関するその他の侮辱行為として、“女性の胸または陰部に触れる”（アルカラ・デ・エナーレス）や“女性の胸に触れる”および“無理やり接吻する”（セブルベダ）が挙げられる(86)。姦通や強姦に関する規定の増加もその現れであり、女性の「性的完全性」は、既婚女性には「貞節」、未婚女性には「処女性」という価値観で求められた。したがって、女性に対して“娼婦”と呼ぶことが侮辱とされたのも当然であった。因みに、クエンカでは、5名以上の男性と肉体関係をもった女性は娼婦と見なされた(87)。娼婦は名

誉を失った女性であり、例えばクエンカのフエロの規定：「…娼婦を強姦もしくは侮辱した場合、罰金を支払う必要はない」(XI-29)および「…罰金刑は娼婦には成立しない…」(XI-32)の規定が示すように、限定的な法的保護しか受けることができなかつた。また、「売春の斡旋をする女性は生きたまま焼かれるべし…」(XI-44)とされ、女性が売春を斡旋することは厳しく禁じられていた。

また、“他人の妻を自慢する”ことも、その妻の不貞を暗示するという点で侮辱となつた。他人を“寝取られ夫”と呼んだり，“他人の家の戸口に角や骨を置く”といった侮辱行為の存在は、「貞節」が妻自身の名誉であったばかりかその夫の名誉であったことを示すものである。妻の不貞は、夫に対する“裏切り”と“淫乱”的罪を併せて犯すものであると同時に、夫の性的不能を暗示させるものでもあった(88)。

一般に、女性に対する侮辱は、夫や親族に対する侮辱と考えられており、このことは、既婚女性に対する侮辱が未婚女性に対する侮辱より重罪とされた理由の一部であると考えられる。さらに、結婚自体が12世紀頃から教会の秘蹟となっていたことを考慮すると、既婚の事実が加重事由になるもう1つの理由として、既婚者に対する侮辱が結婚の秘蹟に対する冒瀆として捉えられた可能性を挙げることができる。事実、クエンカのフエロの中の重婚に関する規定：「他の町で妻を有する男性がクエンカにおいて別の女性と結婚した場合、…崖から突き落とされるべし。他の町で夫を有する女性がクエンカにおいて別の男性と結婚した場合は生きたまま焼かれるべし。同棲した場合は町中の広場や通りで鞭打たれるべし…」(XI-36)および愛人に関する規定：「妻帯者が…公然と愛人を囲む場合、両者は繫がれたまま鞭打たれるべし」(XI-37)には、女性の家族や親族に関わる私的報復権や罰金には言及されておらず、その刑罰の軽重は、婚姻関係の有無のみを基準としていた。これは結婚の秘蹟が侮辱から保護されるべき1つの価値であったことを示していると言えよう。

「性」に関しては、クエンカのフエロの規定、「男色者であると判明した者は生きたまま焼かれるべし。また、他人に対し『お前の釜を掘ってやつた』と言った者は、それが事実と判明した場合、相手共々生きたまま焼かれるべし。事実と判明しない場合は、その者が生きたまま焼かれるべし」(XII-28)に見られるように、男色が厳しく禁じられていた。中世においては

一般に、教会の教義によって男色（同性愛）や獸姦、自慰などの性行為、すなわち生殖を目的とする性行為以外の「反自然」な性行為が禁止され、性的逸脱は「自然」すなわち「神の摂理」に対する罪と考えられていたのである(89)。したがって、“男色”や“男色者の子”といった言葉も他人の「性の自然」に対する侮辱であった。また、クエンカのフエロが「…屋外で他人の肛門に棒を突っ込む者は、200マラベディー支払い、敵と見なされるべし…」(XII-34)と規定するように、“他人の肛門に棒を突っ込む”行為は、傷害である以上に男色を暗示する侮辱として厳しく罰せられた。

「忠誠」も、イスラム教徒との戦争やキリスト教徒間の争いが絶えなかったこの時代の重要な価値観の1つであった。フエロの中に騎士に関する規定が出現したことが示すように、この時期には平民騎士の存在が都市生活にすでに定着していたが、戦闘に赴く騎士の間で「忠誠」が重んじられたことは容易に想像できる。しかし、“裏切り者”という侮辱語は騎士だけに向けられたのではない。それは、宗教、領主や都市共同体、約束された平和や停戦、個人的な誓いや約束、家族の義務、友情などに対する裏切り行為に言及するものであった(90)。したがって、他人に対し“嘘つき”や“背信者”，“改宗者”，“ユダヤ教徒”，“異端者”といった言葉を吐きかけることも、広い意味で他人の「忠誠」に対する侮辱であった。

他人を“裏切り者”と呼ぶことは侮辱であると同時に、その者が裏切り行為を犯したと告発することに他ならなかった。クエンカのフエロでは、「…裏切り者は町から追放され、その家は土台に至るまで取り壊されるべし。…」(XII-2)と規定され、実際の裏切り者に対する刑罰は重かった。そして、「他人を面と向かって裏切り者と呼ぶ者は、10マラベディー支払うべし。…」(XII-1)と「他人を瘤者、寝取られ夫、男色、男色者の子と呼ぶ者は、2マラベディー支払うべし…」(XII-3)の2つの規定を比較しても判るように、“裏切り者”という侮辱語は他の侮辱語より厳しく罰せられた。七部法典の中の反逆すなわち国王に対する裏切り行為に関する規定：「…反逆の罪を犯した者、反逆者に援助もしくは助言した者は、死刑に処せられるべし。そして、その財産の全ては…国王のものとなるべし。また、反逆者の男子は名譽を永久に失うべし。…」(VII-II-2)(91)が逆説的に示すように、忠誠は名譽にとっての重要な要件の1つであった。

3. 結びとして

中世盛期のカスティーリヤ・レオン王国における都市社会の発展は、その法規範であるフエロの発展が示すところである。9世紀半ばから10世紀の段階の入植特許状および初期の簡易フエロの時代は、もっぱら「行動による侮辱」の時代であったが、11世紀から12世紀の簡易都市法の時代になると、各地のフエロに「騎士」、「女性」、「家」に関する規定が見られるようになり、都市生活を構成する法的要素（法的行為の主体および客体）の詳細化、侮辱行為の多様化が進んだ。また、従来の「行動による侮辱」に加えて、この時期、とくに12世紀に「言葉による侮辱」が出現した。そして、侮辱から保護されるべき社会的価値として、「肉体の完全性」、「男性の男らしさ」、「女性の貞節」、「空間の秩序」、「家の秩序」、「自然な性」、「忠誠」などが存在した。12世紀末から13世紀の拡大フエロの時代には、「騎士」、「女性」、「家」に関する規定は詳細になり、「言葉による侮辱」も多様化した。

このようなフエロの発展と侮辱規定の多様化の流れの中で、とくに重視すべきは、「言葉による侮辱」の出現である。従来の肉体（それを具現する家）に対するいわば物理的な攻撃に加えて、精神に対する攻撃が侮辱と解されるようになったことは、上記の社会的価値観が当時のカスティーリヤ・レオンの都市民の間に名譽として定着していた証拠に他ならない。名譽は、本来、貴族固有のものであったが、カスティーリヤ・レオン王国では、12世紀という比較的早い時期に、都市において、貴族以外の社会層に広まつたのであった。これには、平民でありながら騎士として戦場に赴き、騎士としての社会的機能を果たす限り貴族的特権を享受することができた平民騎士の存在、ひいては、平民騎士が数世代を経る間に家系騎士へと身分を越えて社会的上昇を果たすことを可能にする国境社会の伝統が重要な役割を果たしていたと思われるが、この点に関しては別稿で論じたい。

注　　釈

- (1) この時期に成立した都市として、サンティアゴ(800), トゥイ(854), アストルガ(854), レオン(854), サアグーン(881), ブルゴス(884), サモラ(893), ドゥエニヤス(899), トロ(900), オスマ(912), ロア(912), セブルベダ(940)などが挙げられる。
- (2) この時期にキリスト教世界に組み込まれた都市として、エストレマドゥーラおよびアンダルシアの諸都市：カセレス(1227), バダホス(1230), コルドバ(1236), ムルシア

- (1243), ハエン(1246), セビーリヤ(1248)などが挙げられる。
- (3) サアグーンとサンティアゴ・デ・コンボステーラにおけるコミューン運動の詳細に関しては, Salvador Martínez, H., *La rebelión de los burgos*, Madrid, 1992, ps. 155-348を, とくにサンティアゴに関しては, 関哲行, 「12世紀前半のサンチャゴ・デ・コンボステーラにおけるコミューン運動（中）」, 『流通経済大学社会学部論叢』, 1 - 2, 1991年, 65 - 126頁を参照されたい。
- (4) このような法のモザイク状態は, フェルナンド3世によるフエロ・フスゴのandalusia諸都市への賦与などの法規範の一元化の試みを経て, 13世紀半ばに, アルフォンソ10世による王国諸都市へのフエロ・レアルの賦与, エスペクロや七部法典の発布によって一応の終焉を迎えた。もっとも, 七部法典は発布後直ちに効力を発することは出来ず, 1348年のアルカラ法令によってようやく王国全土に受け入れられた。また, フエロに関しては, García Gallo, A., "Aportación al estudio de los fueros", *Anuario de Historia del Derecho Español* (以下, A. H. D. E.と記す), XXVI, 1956, ps. 387-446を参照。
- (5) 入植特許状の例としては, バルブエスタの下賜証書(804), ブラニョセラの入植特許状(824)などが挙げられる。
- (6) この意味においても, 入植証書と初期の簡易フエロの区別は不明確であり, 入植証書もフエロと称されることが多い。
- (7) 簡易フエロには, レオン(1017), サモラ(1062), ハカ(アラゴン)(1064), ナヘラ(1076), セブルベダ(1076), サラマンカ(1081), サアグーン(1085), エステリヤ(ナバラ)(1090), ログローニョ(1095), サンティアゴ・デ・コンボステーラ(1095), ミランダ・デ・エプロ(1095 o 1099), トレド(1101), ベロラード(1116), カストロトラフェ(1129), グアダラハラ(1133), ララ(1135), カスティーリョ・デ・オレハ(1139), アルバ・デ・トルメス(1140), ベラルタ(1144), オビエド(1145), セティーナ(1151), ビリャセラーマ(1153), アルカラー(1155), オカニヤ(1156), アビレス(1157), ベナベンテ(1164 o 1167), アルオンディガ(1170), レデスマ(1171), オニヤ(1190)などのフエロが挙げられる。また, メディナセリ(1124)とパレンシア(1181), マドリード(1188)のフエロは, 簡易フエロと拡大フエロの中間的存在である。Fernández Espinar, R., *Manual de Historia del Derecho Español*, I, Madrid, 1989, ps. 293-339. Pérez-Prendes, J. M., *Curso de Historia del Derecho Español*, Madrid, 1989, ps. 540-572. Montanos Ferrín, E. y Sánchez-Arcilla, J., *Historia del Derecho y las Instituciones*, I, Madrid, 1991, ps. 363-384. また, マドリードのフエロに関しては, 立石博高, 「マドリー市自治体の局地規約（その1, その2）」, 『同志社外国文学研究』, 48号 (昭和62年), 81 - 116頁および49号 (昭和62年), 92 - 104頁を参照されたい。
- (8) 拡大フエロとしては, クエンカ(1189 o 90), パレンシア(1256), セブルベダ(1300), レデスマ(13-14世紀)などのフエロが挙げられる。
- (9) 法家族, フエロの伝播については地図1を参照されたい。
- (10) Serra Ruiz, R., *Honra, honor e injuria en el Derecho medieval español*, Murcia, 1969, ps. 10-13.
- (11) 侮辱罪に関する法的特徴として, 他罪との区別の曖昧性, 侮辱行為の列挙主義, 刑罰 (同害報復刑, 罰金刑, 加辱刑) の存在が挙げられる。

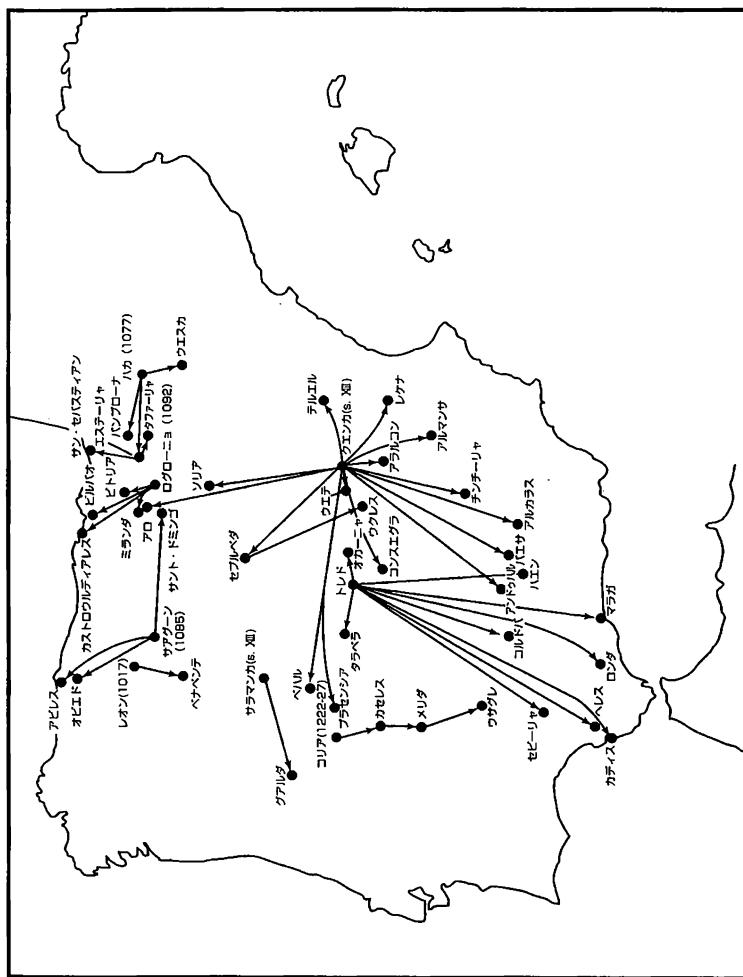
- (12) *Liber Iudiciorum*, Lib. VI, Tit. I, Ley III, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, ps. 23 y 25.
- (13) *Ibid.*, Lib. II, Tit. I, Ley VII, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 22.
- (14) もっとも四肢の切断は例外で、今日の殺人にはほぼ匹敵した。Serra Ruiz, *op. cit.*, ps. 24 y 26.
- (15) セラ・ルイスは、傷やその他の結果を伴わない四肢への攻撃に対する刑罰規定（「平手打ち」は鞭打ち10回、「拳骨での殴打」や「蹴り」は鞭打ち20回）に着目し、リーベル・ユディキオルムにおける侮辱と傷害の区別の可能性を示唆している。Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 26.
- (16) *Liber Iudiciorum*, Lib. VI, Tit. IV, Ley III, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, ps. 25-26.
- (17) Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 27.
- (18) 「行動による侮辱」に加えて「言葉による侮辱」が現れるのは、西ゴート時代末期からレコンキスタ初期にかけて編纂されたリーベル・ユディキオルムの普及版vulgataeにおいてである。その後、これら普及版を基礎にフェロ・フスゴが編纂されるのである。*Ibid.*, ps. 30-31.
- (19) Muñoz y Romero, T., *Colección de Fueros Municipales y cartas pueblas de los reinos de Castilla, León, Corona de Aragón y Navarra* (以下、*Colección de Muñoz*と記す), I, Madrid, 1847, ps. 14-15, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 35.
- (20) Jovellanos, *Colección de Asturias*, I, ps. 4 y 52, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 35.
- (21) *Colección de Muñoz*, p. 28, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 36.
- (22) 「住民の間に係争、不和や何らかの違法行為injuriamが生じた場合、正住民（ベシーノ）が保証人となる場合は仮住民（モラドール）を受牢させてはならない」。Gutiérrez de Arroyo, G., “Fuero del Castillo de Oreja”, rúb. 9, A. H. D. E., XVII, 1941, p. 655, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 46.
- (23) Fuero de Jaca, *Colección de Muñoz*, p. 242, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 55.
- (24) Fuero de Medinaceli, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 64. 以下、メディナセリに関する出典はこれと同じ。
- (25) Fuero de Castrotrafe, *Colección de Muñoz*, p. 460, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 48.
- (26) Fuero de Sahagún, *Colección de Muñoz*, p. 305, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 55.
- (27) García Larragueta, S. A., “Fuero de Cetina”, A. H. D. E., XXIV, ps. 590-591. およびSerra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (28) *Ibid.*
- (29) Fuero de Sahagún, *Colección de Muñoz*, p. 305; Fuero de Toledo, *Colección de Muñoz*, p. 373, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 55.
- (30) Fuero de Castrotrafe, *Colección de Muñoz*, p. 460, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 48. Cantera Burgos, F., “Fuero de Miranda de Ebro”, rúb. 21, A. H. D. E., XIV (1942-1943), ps. 461-487およびSerra Ruiz, *op. cit.*, ps. 38-39; Fuero de Calatayud de 1131, *Colección de Muñoz*, p. 461, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49. Fuero de Jaca, *Colección de Muñoz*, p. 238, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 56. Fuero de Alhondiga, rúb. 11, Hinojosa, E.; *Documentos para la Historia de las Instituciones de León y de Castilla (siglos X-XIII)* (以下、*Documentos para la Historia*と記す), p. 190, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 56. Fuero de Palencia, rúb. 10, *Documentos para la Historia*, p. 190, cit. por Serra Ruiz, *op.*

- cit.*, p. 56. "Fuero de Villacelama", *A. H. D. E.*, XIV, p. 562, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 59.
- (31) Fuero de Logroño, *Colección de Muñoz*, p. 337, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 55.
- (32) Cantero Burgos, F., "Fuero de Miranda de Ebro", rúb. 22, *A. H. D. E.*, XIV (1942-1943), ps. 461-487およびSerra Ruiz, *op. cit.*, p. 40. Fuero de Palencia, *Documentos para la Historia*, p. 191; Fuero de Logroño, *Colección de Muñoz*, p. 337, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 55.
- (33) Fuero de Palencia, rúb. 12, *Documentos para la Historia*, p. 190, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 63.
- (34) Fuero de Peralta, *Colección de Muñoz*, p. 549, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (35) Fuero de Palencia, rúb. 13, *Documentos para la Historia*, p. 190, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, ps. 62-63.
- (36) Fuero de Enciso, *Colección de Muñoz*, p. 473, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (37) Fuero de Enciso, *Colección de Muñoz*, p. 473, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (38) Fuero de Calatayud, *Colección de Muñoz*, p. 461, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49. García Larragueta, S. A., "Fuero de Cetina", *A. H. D. E.*, XXIV, p. 590およびSerra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (39) Fuero de Sahagún, *Colección de Muñoz*, p. 310, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 59; "Fuero de Villacelama", *A. H. D. E.*, XIV, p. 562, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 59.
- (40) Fuero de Calatayud de 1131, *Colección de Muñoz*, p. 461, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (41) 「家の平和」に関しては, Orlandis, J., "La paz de la casa en el derecho español de la Alta Edad Media", *A. H. D. E.*, XV, 1944, ps. 107-161を参照。
- (42) 平民騎士とは, 馬と甲冑, 武器を自力で備え, 騎士として都市の防衛に当たった平民のことであり, 一般に, 13世紀を通じて国王から様々な特権を賦与され, 次第に都市の上層部を形成するようになる。詳細については, Pescador, C., "La caballería popular en León y Castilla", *Cuaderno de Historia de España*, 33-34 (1961), ps. 101-238; 35-36 (1962), ps. 56-201; 37-38 (1963), ps. 88-198; 39-40 (1964), ps. 169-260を参照されたい。
- (43) Fuero de Castrotrafe, *Colección de Muñoz*, ps. 480-481; Fuero de Jaca de 1064, *Colección de Muñoz*, p. 238; Fuero de Peralta, *Colección de Muñoz*, p. 548, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 48.
- (44) Fuero de Castrotrafe, *Colección de Muñoz*, ps. 480-481; Fuero de Jaca de 1064, *Colección de Muñoz*, p. 238, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 48.
- (45) Fuero de Calatayud de 1131, *Colección de Muñoz*, p. 461, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (46) Fuero de Castrotrafe, *Colección de Muñoz*, ps. 480-481, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 48.
- (47) Fuero de Peralta de 1144, *Colección de Muñoz*, p. 548, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 48.
- (48) Fuero de Calatayud de 1131, *Colección de Muñoz*, p. 459; "Fuero de Ocaña de 1156",

- rúb. 7, *A. H. D. E.*, XVII, p. 658; *Fuero del Castillo de Aurelia, Colección de Muñoz*, ps. 525 y 527, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 48.
- (49) *Fuero del Castillo de Aurelia, Colección de Muñoz*, ps. 525 y 527, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 48.
- (50) *Fuero de Ledesma*, rúb. 355, *Fueros leoneses de Zamora, Salamanca, Ledesma y Alba de Tormes* (Edición y estudio de Américo Castro y Federico de Onís), I, Madrid, 1916, p. 279.
- (51) *Fuero de Calatayud, Colección de Muñoz*, ps. 463-464; *Fuero de Encisa, Colección de Muñoz*, p. 473, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49. 女性に対する侮辱に関しては、芝絃子, 「スペインにおける女性の貞操をめぐる観念」, 『比較家族史研究』, 7, 1993年, 18-24頁を参照されたい。
- (52) *Fuero de Miranda de Ebro*, rúb. 21, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, ps. 38-39; *Fuero de Calatayud, Colección de Muñoz*, ps. 463-464, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49; *Fuero de Encisa, Colección de Muñoz*, p. 473, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (53) *Fuero de Calatayud, Colección de Muñoz*, ps. 463-464, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49; *Fuero de Encisa, Colección de Muñoz*, p. 473, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (54) *Fuero de Calatayud, Colección de Muñoz*, ps. 463-464, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 49.
- (55) *Fuero del Concejo de Agüero, Documentos para la Historia*, p.129, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 55.
- (56) 1116年のペロラド村のフェロでは、「侮辱的なことを言う者を処罰する」と規定され、列挙主義から脱却し概念の導入の傾向を見せており、このフェロは法制史上他のものより進歩しているといえる。*Fuero de Belorado, Colección de Muñoz*, p. 411, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 47.
- (57) *Fuero de Lara, Colección de Muñoz*, p.520; *Fuero de Peralta, Colección de Muñoz*, p. 549; “*Fuero de Cetina*”, *A. H. D. E.*, XXIV, p. 590, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 47. “*Fuero de Estella*”, rúb. 62, *A. H. D. E.*, XXIV, p. 423, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 62. *Fuero de Medinaceli*, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 64.
- (58) *Fuero de Avilés*, rúb. 15, ps. 120-121 y *Fuero de Oviedo*, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 47; “*Fuero de Cetina*”, *A. H. D. E.*, XXIV, p. 590, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 47.
- (59) *Fuero de Lara, Colección de Muñoz*, p.520; *Fuero de Peralta, Colección de Muñoz*, p. 549; “*Fuero de Cetina*”, *A. H. D. E.*, XXIV, p. 590; *Fuero de Avilés*, rúb. 15, ps. 120-121 y *Fuero de Oviedo*, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 47. *Fuero de Medinaceli*, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 64.
- (60) *Fuero de Lara, Colección de Muñoz*, p.520; *Fuero de Peralta, Colección de Muñoz*, p. 549; *Fuero de Avilés*, rúb. 15, ps. 120-121 y *Fuero de Oviedo*, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 47. *Fuero de Medinaceli*, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 64.
- (61) *Fuero de Medinaceli*, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 64.
- (62) *Fuero de Avilés*, rúb. 15, ps. 120-121 y *Fuero de Oviedo*, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 47.
- (63) “*Fuero de Estella*”, rúb. 62, *A. H. D. E.*, XXIV, p. 423, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p.

- 62.
- (64) *Ibid.*
- (65) *El Fuero de Cuenca* (Introducción, traducción y notas de Alfredo Valmaña Vicente, Cuenca, 1978, ps. 73-77 (cap. VI) y 117-124 (cap. XII)). なお、以下に述べるクエンカのフェロの章立ておよび条項番号は、このAlfredo Valmaña Vicenteの版に従うものである。
- (66) アルカラー、セブルベダ、アルバ・デ・トルメス、ソリアでも同様の規定が見られた。Fuero de Alcalá de Henares, rúb. 176, *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares* (Edición y estudio de Galo Sanchez), Madrid, 1919, p. 305; Fuero romanceado de Sepúlveda, tit. 57, *Los Fuero de Sepúlveda*, I, Segovia, 1953, ps. 57-58; Fuero de Alba de Tormes, ley 28, *Fueros leoneses de Zamora, Salamanca, Ledesma y Alba de Tormes* (Edición y estudio de Américo Castro y Federico de Onís), I, Madrid, 1916, p. 305; Fuero de Soria, rúb. 484, *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares*, p. 185.
- (67) アルカラー、セブルベダ、ウサグレ、ソリータでも同様の規定が見られた。Fuero de Alcalá de Henares, rúb. 24, *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares*, p. 282; Fuero romanceado de Sepúlveda, tit. 58, *Los fueros de Sepúlveda*, p. 84. およびFuero de Usagre, rúb. 40; Fuero de Zorita, rúb. 275, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 80.
- (68) セブルベダ、アルカラー、ソリータ、アルバラシンでも同様の規定が見られた。Fuero romanceado de Sepúlveda, tit. 160, *Los fueros de Sepúlveda*, p. 117; Fuero de Alcalá de Henares, rúb. 10, *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares*, p. 279. およびFuero de Zorita, rúb. 124; "Fuero de Albarracín", *A. H. D. E.*, VIII, p. 459, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 79.
- (69) セブルベダでも同様の規定が見られた。Fuero romanceado de Sepúlveda, tit. 161, *Los fueros de Sepúlveda*, p. 117
- (70) セブルベダ、ソリータ、アルバラシンでも同様の規定が見られた。Fuero romanceado de Sepúlveda, tit. 162, *Los fueros de Sepúlveda*, ps. 117-118. およびFuero de Zorita, rúb. 127; "Fuero de Albarracín", *A. H. D. E.*, VIII, p. 460, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 82.
- (71) ソリータ、アルバラシンでも同様の規定が見られた。Fuero de Zorita, rúb. 295; "Fuero de Albarracín", *A. H. D. E.*, VII, p. 488, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 79.
- (72) アルカラーのフェロでも、"癩者", "男色", "寝取られ夫", "裏切り者", "娼婦"などが侮辱語とされた。Fuero de Alcalá de Henares, rúbs. 111 y 112, *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares*, p. 295. また、ウサグレ、アルバラシンでも同様の規定が見られた。Fuero de Usagre, rúb. 189; "Fuero de Albarracín", *A. H. D. E.*, VII, ps. 469-470; cit. por *op. cit.*, p. 80.
- (73) Madero, M., *Manos violentas, palabras vedadas. La injuria en Castilla y León (siglos XIII-XV)*, Madrid, 1992, ps. 78-79.
- (74) Fuero de Miranda de Ebro, rúb. 21, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, ps. 38-39.
- (75) Madero, *op. cit.*, p. 78.
- (76) Fuero de Peralta, *Colección de Muñoz*, p. 547, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 47. また、ナヘラのフェロでも、衣服で被われていない部位に傷を負わせた場合は、衣服で

- 被われた部位の場合の 2 倍の罰金を支払うよう規定されている。Fuero de Nájera, *Colección de Muñoz*, p. 289, cit. por Serra Ruiz, *op. cit.*, p. 57.
- (77) クエンカ系のフエロであるセブルベダ, ソリタ, テルエルのフエロでも, 頭や顔面に傷害を加えることが加重事由とされている。Serra Ruiz, *op. cit.*, ps. 80-81.
- (78) ライ病に関する詳細は, Madero, *op. cit.*, ps. 62-65 および池上俊一著, 『歴史としての身体』, 柏書房, 1992年, 127-128頁を参照されたい。
- (79) *Cantar de Mio Cid*, vv. 1238-1242. 「わがシッドの歌」, 牛島信明, 福井千春訳, 国書刊行会, 1994年, 110頁。
- (80) 詳細に関しては, 池上俊一著, 前掲書, 115-121頁を参照されたい。
- (81) Madero, *op. cit.*, ps. 82-83.
- (82) *Ibid.*, p. 84.
- (83) *Primera Crónica General de España* (editada por Ramón Menéndez Pidal), II, Madrid, 1977, p. 603.
- (84) Madero, *op. cit.*, p. 86.
- (85) *Ibid.*, p. 82.
- (86) Fuero de Alcalá de Henares, rúbs. 85, 86, 87 y 88, *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares*, p. 291, および Fuero romanceado de Sepúlveda, tit. 186, *Los Fuero de Sepúlveda*, I, p. 124.
- (87) クエンカのフエロには「…5人の男性と肉体関係をもった娼婦…」(XI-43)という記述がある。5名という人数が一般女性の節操に関する限界的数字であると思われる。女性の「性的完全性」の詳細については, 芝絃子, 「スペインにおける女性の貞操をめぐる観念」, 21-25頁を参照されたい。
- (88) Madero, *op. cit.*, ps. 110-113.
- (89) 性的逸脱に関しては, *Ibid.*, ps. 68-69. および池上俊一, 前掲書, 151-159頁を参照されたい。とくに, 同性愛(の時代性)に関しては, John Boswell, *Christianity, Social Tolerance and Homosexuality*, Chicago, 1980. J. ボズウェル(大越愛子・下田立行訳), 『キリスト教と同性愛』, 国文社, 1989年を参照されたい。
- (90) 詳細は, García González, J., "Traición y alevosía en la Alta Edad Media", A. H. D. E., XXXII, 1962, ps. 325-345を参照。
- (91) Partida VII, Titulo. II, Ley II, *Las Siete Partidas* (Real Academia de la Historia), III, Madrid, 1972, p. 540.



地図1 フエロの伝播
Encyclopédie de l'histoire de l'Espagne, 6, p.899
Mapa (Difusión de los Fueros) の一部